

# 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業 実施要領

平成20年7月1日  
改正：平成28年4月1日  
一般社団法人全国農業会議所  
全国農業新聞

## （目的）

第1 食料自給率の向上をめざす農業委員会系統組織の運動である「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」推進の一環として、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業を創設し、地域において耕作放棄地の発生防止・解消活動を展開している団体等で、その取り組みや成果が他の範となる者を顕彰し広く普及することにより、今後の耕作放棄地対策の促進に資することとする。

## （実施主体）

第2 実施は一般社団法人全国農業会議所・全国農業新聞が行う。

## （実施期間）

第3 実施期間は平成25～29年度までの5年間とする。

## （表彰対象）

第4 この要領により表彰を受けるものは、概ね3年以上にわたり耕作放棄地の発生防止・解消活動を実施している農用地利用改善団体、集落営農組織、農業委員会、JA、農業法人、農業参入企業、NPO法人、市町村農業公社、土地改良区、市町村等の活動主体（個人は対象としない）とする。

## （応募）

第5 応募は自薦・他薦を問わず広く公募することとし、関係機関・団体の協力を得て事業PRを実施する。応募申込者は応募申込書に必要事項を記入の上、関係資料を添付して都道府県農業会議に提出する。

## （審査方法）

第6 都道府県農業会議の選考委員会において、第4の「表彰対象」における「農業委員会（分類1）」、「農業法人、農業参入企業（分類2）」、「その他（分類3）」の3つの活動主体分類ごとに最も優れた団体を選定し、（一社）全国農業会議所に推薦する。推薦を受けた（一社）全国農業会議所は、中央審査委員会において審査を行う。また、審査を円滑に進めるため、中央審査委員会のもとに小委員会を置き、小委員会において書類審査・現地調査を行い、複数点を各賞候補として中央審査

委員会に推薦する。中央審査委員会は小委員会から推薦された複数点の候補から各賞（農林水産大臣賞1点、農村振興局長賞1点）を決定する。

なお、農林水産大臣賞、農村振興局長賞とは別に、全国農業会議所会長賞、全国農業新聞賞を若干点交付するものとし、全国農業会議所会長賞の中で特に優れたものがあれば、全国農業会議所会長特別賞を出すことができるものとする。

#### （選定基準）

第7 耕作放棄地の発生防止・解消活動が、地域の農地の利用促進や保全管理において大きな役割を果たし、他地域での実践の模範となって波及効果が期待でき、次の選定基準のいずれかに優れた成果をあげているものを選定する。具体的な選定基準は次の通りとする。

- ①耕作放棄地の発生防止・解消のための活動体制を整備し、啓発活動や実践活動を通じて地域の農地の利用促進等を継続的に図っていること。
- ②耕作放棄地の発生防止・解消活動による成果として、担い手への農地利用集積等の実績を上げていること。
- ③新規作物や地域特産物を導入する等により地域農業の発展に寄与していること。
- ④耕作放棄地の発生防止・解消活動を契機として、農業体験活動や都市農村交流等が推進され、地域の活性化に結びついていること。
- ⑤地域の農業者や住民による活動により、農業・農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に結びついていること。
- ⑥飼料作物の生産や放牧利用、緑資源の確保等に結びついていること。
- ⑦その他、耕作放棄地の発生防止・解消に寄与していること。

#### （表彰式の挙行）

第8 毎年5月末に(一社)全国農業会議所が開催する「全国農業委員会会長大会」において表彰を行う。

#### （表彰後の措置）

第9 表彰された活動は全国農業新聞の紙面に掲載するとともに、「耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業事例集」を作成し、関係機関・団体に配布する。